

北海道医療費適正化計画検討協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道医療費適正化計画検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する方は、協議会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、座長等の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
なお、定員については、会場の都合に応じて、設定します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴される方は、協議会を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 協議会において、飲食などはできません。
- (3) 協議会において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、協議会の座長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他協議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 協議会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。